

## 三朝町教育委員会訓令第4号

三朝町教育委員会ハラスメント防止要綱を次のように定める。

### 三朝町教育委員会ハラスメント防止要綱の設定について

#### (目的)

第1条 この要綱は、三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管轄する職場におけるハラスメントの防止等に関し必要な事項を定め、もって相互に人権を尊重しあう良好な職場環境及び教育行政に対する信頼性を確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 教育委員会事務局職員、町立学校及び町立学校以外の町教育機関の教職員（会計年度任用職員を含む。）
- (2) 職場 教職員がその職務を遂行する場所（出張先その他教職員が通常職務を遂行する場所以外の場所及び親睦会の宴席その他の実質的に職場の延長線上にあるものを含む。）をいう。
- (3) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等職場における本来の業務、指導、人材育成等の適正な範囲を超えて、相手の人格や尊厳を侵害するような嫌がらせ等を行い、それを受けた教職員の働く環境を悪化させたり、雇用について不安を与えたりすること（教職員が、職務上接する教職員以外の者（以下「教職員以外の者」という。）から受ける行為又は教職員以外の者に行う行為を含む。）をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動並びに当該事案に起因し、教職員の職場環境が害されること及び教職員が不利益な取扱いを受けることをいう。
- (5) パワー・ハラスメント 業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員の職場環境を悪化させる言動をいう。
- (6) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場において行われる次に掲げるものをいう。

ア 女性教職員が妊娠若しくは出産したこと又はこれらに起因する症状による勤務への影響に関する言動であって、当該教職員の就業環境を害するもの

イ 教職員が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること等に関する言動であって、当該教職員の就業環境を害するもの

(教育委員会の責務)

第3条 教育委員会は、健全な職場環境及び学習環境を確保するため、ハラスメントの未然防止及び排除に努めるものとする。

2 教育委員会は、研修会の開催、パンフレットの作成・配布等を通じて常にハラスメント防止に対する教職員の意識向上に努めるものとする。

3 ハラスメントの問題が生じた場合には、教育委員会は、被害者の救済を第一として誠実にその解決に当たるとともに、必要に応じて教育委員会全体の再発防止方を講じるものとする。

(所属長の責務)

第4条 教職員を監督する地位にある者(以下「所属長」という。)は、所属職員がその能力を十分に発揮することができる良好な職場環境を確保するため、所属職員に対し、執務を通じた指導や研修会などによる意識啓発を行い、ハラスメントの防止に努めるものとする。

2 所属長は、ハラスメントやハラスメントに発展する可能性のある状況を把握した場合は、速やかに適切な対応を行わなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、ハラスメントが単なる当事者の問題ではなく、職場全体及び教育行政全体の問題であり、かつ、人権侵害であるとの認識に立って、その防止に努めるものとする。

2 教職員は、現にハラスメントが発生していると認めるときは、所属長又は次条に規定する相談等窓口相談する等その解決に向け積極的に行動するものとする。

(相談等窓口の設置)

第6条 教育委員会は、ハラスメントに関する相談又は苦情(以下「相談等」という。)に対応するため、相談等窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

2 窓口は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる教職員(以下「相談員」という。)をもって構成する。

(1) 教育委員会事務局所管課 あらかじめ課長が指名した職員

(2) 町立中学校 ハラスメント対策担当者(男女各1名)

(3) 町立小学校 ハラスメント対策担当者(男女各1名)

3 県教育委員会に、本町教職員によるハラスメントに関する相談等があった場合は、窓口にて当該相談等の内容を引き継ぐものとする。

4 相談員は、相互に連携・協力するとともに、第2項に規定する相談員の区分にかかわらず、相談等に当たるものとする。

5 窓口においては、ハラスメントによる直接の被害者だけでなく、他の教職員又は保護者等から相談等が寄せられた場合においても対応するものとする。

6 相談等に対応した相談員は、相談整理簿(別記様式)により、その内容を記録し、教育長に報告しなければならない。

7 相談員は、ハラスメントが生じている場合だけでなく、ハラスメントを未然に防

止する観点から、その発生のおそれがある場合又はハラスメントに該当するか微妙な事案についても、相談等として受け付けるものとする。

8 ハラスメントを受けていると思う教職員及びハラスメントを受けている教職員以外の教職員でハラスメントを受けている教職員に相談等の申出をすることに関し同意を得たものは、第8条に規定する苦情処理委員会に申し出る前に窓口に出なければならぬ。

9 ハラスメントの被害者が児童・生徒の場合における相談等の申出手続等については、窓口に出ることなく直接第8条に規定する苦情処理委員会に申し出ることができるものとする。

(相談等の処理)

第7条 前条の規定により窓口で相談等があった場合は、窓口において速やかに次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 関係機関と連携を図りながら事実確認の調査及び確認を行い、必要な是正措置及び再発防止策を講ずること。

(2) 事実の内容又は現状から判断し、必要と認めるときは、次条に規定する苦情処理委員会にその処理を依頼すること。

(苦情処理委員会の設置)

第8条 ハラスメントに関する相談等に対し、適切かつ効果的に対応するための苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、ハラスメントに関する相談等のうち、前条の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係を調査し、その対応措置を審議し、及び必要な助言を行うものとする。

3 委員会は、次の各号に掲げる教職員をもって組織する。

(1) 教育長

(2) 教育総務課職員 1名

(3) 教育総務課指導主事 1名

(4) 社会教育課職員 1名

(5) 教職員推薦者 小中各1名

(6) その他必要と認める者 若干名

(プライバシーの保護等)

第9条 ハラスメントに関する相談等の処理を担当する教職員及び委員は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、特に被害者及び相談等を申し出た教職員が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

(対応措置)

第10条 窓口の教職員又は委員会による事実関係の調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合、教育委員会及び所属長は、必要に応じ懲戒処分を含む措置を講ずるものとする。

2 前項の事実確認の結果、懲戒処分が適当と判断された場合において、当該加害者

が県費負担教職員である場合は、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 38 条の規定に基づき、鳥取県教育委員会にその内容等を内申するものとする。

(庶務)

第 11 条 この要綱に規定する事項に関する庶務は、教育委員会事務局所管課において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第6条関係)

相談整理簿

相談日	年 月 日( ) 時 分～ 時 分
相談方法	電話・口頭・その他
相談受付者	
相談場所	
相談者氏名 (所属)	
当事者の氏名	被害者 加害者
相談内容	[いつ・どこで・誰が・何を・どのように(具体的内容)等]
対応状況	
備考	

※具体的な処理経過及び参考となる資料がある場合は、別に添付すること